議　　長　日程第２「議案第41号松田町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第41号松田町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成27年12月２日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税務課長　それでは、議案第41号松田町税条例等の一部改正につきまして説明させていただきます。地方税法等の一部を改正する法律並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴いまして条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案中ほどにございます参考資料、新旧対照表をごらんください。まずは、徴収猶予につきまして新たに規定を追加するものでございます。徴収猶予とは、納税者または特別徴収義務者が災害、疾病、その他の事情により一時的に納税することができない場合等において、納税資金調達の時間的な余裕を与えるため、申請に基づきまして一定の期間徴収の猶予をするものでございます。具体には、徴収時期の延期や分割納付がございます。第７条の２では、徴収猶予に係る徴収金の分割納付または分割納入の方法を１ページから２ページにわたり、第１項から第５項まで新たに規定するものでございます。

続きまして、２ページの第７条の３では、徴収猶予の申請手続でございます。第１項第１号から第６号まで申請の内容について規定をしておりまして、３ページの第２項から４ページの第７項までは、添付書類などを規定するものでございます。第７条の４につきましては、職権による換価の猶予の手続等を規定するもので、第７条の５につきましては５ページから６ページにわたり申請によります換価の猶予で、申請期間、方法及び内容につきまして規定するものでございます。続きまして、７ページの第７条の６につきましては、猶予の際の担保の基準を規定するものでございます。

次に、７ページ中段の第15条の第３項では、町民税の申告の規定につきまし

て、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、新たに法人番号を加えるものでございます。

続きまして、８ページ、第19条第２項は町民税の減免の規定でございます。改正前は、納期限前７日までに減免の申請書を提出しなければならないとしておりましたが、改正後は、納期限までに提出することとするものでございます。なお、この減免の申請期限につきましては、各市町村の申請状況や審査、決定、通知等の事務処理に関する、要する期間等を鑑みて各市町村ごとに定めることとされておりました。また、国が納期限前７日と示していたことから、本町を含め多くの市町村がこれに倣っておりましたけれども、国が示す条例例の改正に伴い、減免申請の手続の利便性を向上するため、改正するものでございます。

次の第33条第１項第２号では、軽自動車税の身体障害者等に対する減免について、対象となる車両を身体障害者本人が所有している車両に限定していたものを生計を一にする者が所有する車両まで対象を広げるための改正でございます。

続きまして、９ページ、第33条第２項第２号はマイナンバー関連でございまして、軽自動車税の減免の申請に個人番号または法人番号を追加するものでございます。

続きまして、附則第11項の耐震基準適合住宅の申告におきましても個人番号または法人番号を追加するものでございます。また、10ページの中段から11ページにわたります第12項の耐震基準適合家屋の申告におきましても個人番号または法人番号を追加するものでございます。

続きまして、第20項として追加いたしますのは、法附則第15条の８第４項に規定する条例で定める割合を３分の２とするもので、こちらが新築のサービス付き高齢者向け貸付住宅に係る税額の軽減措置の規定となっております。

次に、第21項から第23項は、平成28年度分の軽自動車税の税率の特例を新たに追加するもので、13ページ目にわたりまして、平成27年度中に新規登録をした三輪以上の軽自動車税につきまして、表が３つございますけれども、３段階の環境性能に応じて平成28年度限り税率の軽減を規定するものでございます。

続きまして、14ページから16ページの松田町税条例の一部を改正する条例の

一部改正につきましては、平成26年改正条例の未施行箇所について、税条例の一部改正第１条により附則が追加され、未施行箇所の施行に第20項が重複いたしますので、その整合を図るため、第21項から23項を繰り下げ、21項に未施行附則を追加するものです。また、地方税法の未施行の施行により参照条項にずれが生じるため、あわせて改正をするものでございます。

次に、17ページの松田町介護保険条例の一部改正につきましては、町民税の減免申請の規定と同様に納期限前７日までを納期限までに改正するものでございます。

最後にですね、議案本文の９ページをごらんください。施行期日についてです。第１項で減免申請、固定資産税及び軽自動車税の関係については公布の日から、第１項第１号でマイナンバー関連は平成28年１月１日、第１項第２号で猶予関係につきましては平成28年４月１日の施行とするものでございます。９ページの第２項から10ページの第４項までは、猶予関係の経過措置を規定するものでございまして、第５項では、固定資産税に関する経過措置として平成27年度までは従前どおりとする旨を規定するものでございます。第６項では、軽自動車税の軽減措置につきまして平成28年度限りとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はございません。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですか、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第41号松田町税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の

起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。